

現 行	改 正
<p>（乗車券の種類）</p> <p>第2条 乗車券の種類は次の通りとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 (イ) 片道乗車券 (イ) 往復乗車券</p> <p>(2) 定期乗車券 (イ) 通勤定期乗車券 (ロ) 通学定期乗車券</p> <p>(3) <u>回数乗車券</u> (イ) <u>普通回数乗車券</u> (ロ) <u>時差回数乗車券</u></p> <p>(4) 団体乗車券</p> <p>(5) 特殊割引乗車券 (イ) 特殊割引普通乗車券 (ロ) 特殊割引定期乗車券 (ハ) <u>特殊割引回数乗車券</u></p> <p>第4節 <u>回数乗車券の発売</u></p> <p>第4款 <u>特殊割引回数乗車券の発売</u></p> <p>（特殊割引回数乗車券の発売）</p> <p>第39条 次の各号に掲げる旅客に対して<u>特殊割引回数乗車券</u>を発売する。</p> <p>(1) 第31条に規定する身体障害者及び第33条に規定する介護人</p> <p>(2) 第32条に規定する知的障害者、被救護人及び第34条に規定する付添人</p>	<p>（乗車券の種類）</p> <p>第2条 乗車券の種類は次の通りとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 (イ) 片道乗車券 (ロ) 往復乗車券</p> <p>(2) 定期乗車券 (イ) 通勤定期乗車券 (ロ) 通学定期乗車券</p> <p>(3) 普通回数乗車券</p> <p>(4) 団体乗車券</p> <p>(5) 特殊割引乗車券 (イ) 特殊割引普通乗車券 (ロ) 特殊割引定期乗車券 (ハ) 特殊割引普通回数乗車券</p> <p>第4節 普通回数乗車券の発売</p> <p>第4款 特殊割引普通回数乗車券の発売</p> <p>（特殊割引普通回数乗車券の発売）</p> <p>第39条 次の各号に掲げる旅客に対して特殊割引普通回数乗車券を発売する。</p> <p>(1) 第31条に規定する身体障害者及び第33条に規定する介護人</p>

2 前項各号に規定する旅客に特殊割引回数乗車券を発売するときは、ともに乗車する場合に限る。

3 特殊割引回数乗車券を購入しようとする旅客は、身体障害者手帳、療育手帳もしくは知的障害者判定証明書または児童福祉法第 17 条及び第 41 条から第 44 条までに規定する施設の長が発行した旅行証明書等を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(2) 第 32 条に規定する知的障害者、被救護人及び第 34 条に規定する付添人

2 前項各号に規定する旅客に**特殊割引普通回数乗車券**を発売するときは、ともに乗車する場合に限る。

3 **特殊割引普通回数乗車券**を購入しようとする旅客は、身体障害者手帳、療育手帳もしくは知的障害者判定証明書または児童福祉法第 17 条及び第 41 条から第 44 条までに規定する施設の長が発行した旅行証明書等を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">第 4 節 <u>回数旅客運賃</u></p> <p>(<u>回数旅客運賃</u>)</p> <p>第51条 <u>回数旅客運賃</u>は、別表4のとおりとする。</p> <p>(特殊割引旅客運賃)</p> <p>第54条 第35条、第36条、第37条及び第39条の規定によって特殊割引乗車券を発売する場合は、次の各号により普通旅客運賃、普通回数旅客運賃または定期旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 特殊割引普通旅客運賃 特殊割引普通運賃は、別表4のとおりとする。</p> <p>(2) <u>特殊割引回数旅客運賃</u> 第51条に規定する大人普通回数旅客運賃の5割を割引する。</p> <p>(3) 特殊割引定期旅客運賃</p> <p>イ. 特殊割引通勤定期旅客運賃 第48条に規定する大人通勤定期旅客運賃の5割を割引する。</p> <p>ロ. 特殊割引通学定期旅客運賃 第48条に規定する大人通学定期旅客運賃の5割を割引する。</p> <p>2 小児の定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 普通回数旅客運賃</p> <p>(普通回数旅客運賃)</p> <p>第51条 普通回数旅客運賃は、別表4のとおりとする。</p> <p>(特殊割引旅客運賃)</p> <p>第54条 第35条、第36条、第37条及び第39条の規定によって特殊割引乗車券を発売する場合は、次の各号により普通旅客運賃、普通回数旅客運賃または定期旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 特殊割引普通旅客運賃 特殊割引普通運賃は、別表4のとおりとする。</p> <p>(2) 特殊割引普通回数旅客運賃 第51条に規定する大人普通回数旅客運賃の5割を割引する。</p> <p>(3) 特殊割引定期旅客運賃</p> <p>イ. 特殊割引通勤定期旅客運賃 第48条に規定する大人通勤定期旅客運賃の5割を割引する。</p> <p>ロ. 特殊割引通学定期旅客運賃 第48条に規定する大人通学定期旅客運賃の5割を割引する。</p> <p>2 小児の定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。</p>

現 行	改 正
<p>(乗車券の使用条件)</p> <p>第56条 乗車券は、その券面表示事項に従って1乗車に限り使用することができる。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券は1枚につき1人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、回数乗車券カードにあつては、その券面表示事項に従って券面に表示された回数まで使用することができるものとする。</u></p> <p><u>3 回数乗車券カードの所有者は、券売機によって乗車券と引換えこれを使用することができる。この場合、大人普通回数乗車券カードは大人普通回数券乗車券に、小児普通回数乗車券カードは小児普通回数乗車券に、大人時差回数券カードは大人時差回数乗車券にそれぞれ引換えるものとする。</u></p> <p>(券面表示事項が不明となった乗車券)</p> <p>第59条 乗車券はその券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。</p> <p>2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあつては発売駅、<u>回数乗車券カードにあつては社が指定する駅</u>）に差出して書換えを請求することができる。</p> <p>3 前項の規定により旅客から書換えの請求があつた場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ旅客の申し出その他の方法により不明事項が判別できるときに限って当該乗車券と引換え再交付の取扱いをする。</p> <p>4 前各項の規定は券面表示事項または様式の整っていない乗車券について準用する。</p>	<p>(乗車券の使用条件)</p> <p>第56条 乗車券は、その券面表示事項に従って1乗車に限り使用することができる。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券は1枚につき1人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。</p> <p>(券面表示事項が不明となった乗車券)</p> <p>第59条 乗車券はその券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。</p> <p>2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあつては発売駅）に差出して書換えを請求することができる。</p> <p>3 前項の規定により旅客から書換えの請求があつた場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ旅客の申し出その他の方法により不明事項が判別できるときに限って当該乗車券と引換え再交付の取扱いをする。</p> <p>4 前各項の規定は券面表示事項または様式の整っていない乗車券について準用する。</p>

(有効期間)

第63条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

- (1) 普通乗車券 イ 片道乗車券 1日とする。
 ロ 往復乗車券 2日とする。
- (2) 回数乗車券 発売日からとし、その属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。
- (3) 定期乗車券 1か月、3か月、6か月とする。
- (4) 団体乗車券 その都度定める。
- (5) 特等乗車券 イ 特等普通乗車券 1日とする。
 ロ 特等回数乗車券 発売日からとし、その日の属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。
 ハ 特等定期乗車券 1か月、3か月、6か月とする。

(乗車券が前途無効となる場合)

第66条 乗車券（往復乗車券、回数乗車券については、その使用券）は次の各号のいずれかに該当する場合は、その後の乗車について無効として回収する。

- (1) 旅客が第128条第2項の取扱いを受けたとき
- (2) 旅客が第129条の取扱いを受けたとき
- (3) 鉄道営業法第42条の規定によって、車外または鉄道地外に退去されたとき

(定期乗車券が無効となる場合)

第68条 定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき

(有効期間)

第63条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

- (1) 普通乗車券 イ 片道乗車券 1日とする。
 ロ 往復乗車券 2日とする。
- (2) **普通回数乗車券** 発売日からとし、その属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。
- (3) 定期乗車券 1か月、3か月、6か月とする。
- (4) 団体乗車券 その都度定める。
- (5) 特等乗車券 イ 特等普通乗車券 1日とする。
 ロ **特等普通回数乗車券** 発売日からとし、その日の属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。
 ハ 特等定期乗車券 1か月、3か月、6か月とする。

(乗車券が前途無効となる場合)

第66条 乗車券（往復乗車券、**普通回数乗車券**については、その使用券）は次の各号のいずれかに該当する場合は、その後の乗車について無効として回収する。

- (1) 旅客が第128条第2項の取扱いを受けたとき
- (2) 旅客が第129条の取扱いを受けたとき
- (3) 鉄道営業法第42条の規定によって、車外または鉄道地外に退去されたとき

(定期乗車券が無効となる場合)

第68条 定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき

- (3) 使用資格、氏名、年齢または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき
- (4) 券面表示事項をぬり消しまたは改変して使用したとき
- (5) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき
- (6) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき
- (7) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき
- (8) 証明書を携帯しないで通学定期券乗車券、特殊割引通勤定期乗車券または特殊割引通学定期乗車券を使用したとき
- (9) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用してその各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき
- (10) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券、または回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき
- (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき
- (12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用した場合に準用する。

- (3) 使用資格、氏名、年齢または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき
- (4) 券面表示事項をぬり消しまたは改変して使用したとき
- (5) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき
- (6) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき
- (7) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき
- (8) 証明書を携帯しないで通学定期券乗車券、特殊割引通勤定期乗車券または特殊割引通学定期乗車券を使用したとき
- (9) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用してその各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき
- (10) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券、または**普通回数乗車券**を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき
- (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき
- (12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用した場合に準用する。

現 行	改 正
<p data-bbox="255 308 667 336">第4節 <u>回数乗車券</u>の様式</p> <p data-bbox="143 395 389 424">(<u>回数乗車券</u>の様式)</p> <p data-bbox="125 443 842 472">第74条 <u>回数乗車券</u>の様式は、別表8のとおりとする。</p> <p data-bbox="143 539 501 568">(<u>特殊割引回数乗車券</u>の様式)</p> <p data-bbox="125 587 954 616">第79条 <u>特殊割引回数乗車券</u>の様式は、別表9のとおりとする。</p>	<p data-bbox="1227 316 1706 344">第4節 <u>普通回数乗車券</u>の様式</p> <p data-bbox="1115 403 1420 432">(<u>普通回数乗車券</u>の様式)</p> <p data-bbox="1097 451 1872 480">第74条 <u>普通回数乗車券</u>の様式は、別表8のとおりとする。</p> <p data-bbox="1115 544 1532 572">(<u>特殊割引普通回数乗車券</u>の様式)</p> <p data-bbox="1097 592 1984 620">第79条 <u>特殊割引普通回数乗車券</u>の様式は、別表9のとおりとする。</p>

現 行	改 正
<p>(回数乗車券の改札及び引渡し)</p> <p>第85条 <u>回数乗車券</u>を使用する旅客の改札及び引渡しについては、第83条の規定に準ずるものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、回数乗車券カードを使用する旅客の改札及び引渡しについては、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 旅客は旅行を開始する際に、当該乗車券を自動改札機によって入検及び裏面に乗車駅等の印字を受けるものとする。</u></p> <p><u>(2) 旅客は当該乗車券の有効期間が満了したか、券面に表示された使用回数が終了した際は、直ちにこれを係員に引渡すものとする。</u></p>	<p>(普通回数乗車券の改札及び引渡し)</p> <p>第85条 普通回数乗車券を使用する旅客の改札及び引渡しについては、第83条の規定に準ずるものとする。</p>

現 行	改 正
<p>（乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃及び増運賃の收受）</p> <p>第92条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とを併せて收受する。</p> <p>(1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき</p> <p>(2) 第67条に規定する無効な乗車券で乗車したとき</p> <p>(3) 自動改札機または係員による乗車券の改札を受けず入場し、または集札を受けないで出場した場合</p> <p>(4) 別に定める場合を除いて、乗車券に改札を受けないで乗車したとき</p> <p>2 団体旅客が乗車券面に表示された人員を超過して乗車または小児の人員として大人を乗車させたときは、第67条の規定にかかわらず、その超過人員または大人だけを、その団体申込書から第1項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を收受する。</p> <p>3 第1項の場合の<u>回数乗車券</u>で乗車したときは、使用済みの各<u>回数乗車券</u>については、各乗車券の券面に表示された区間と、区間外を通じた区間であれば乗車したものとして計算した第1項の規定による旅客運賃及び増運賃を、当該旅客から收受する。この場合、使用済みの券片に対して1券片ごとに、1回ずつ乗車したものとして計算する。</p>	<p>（乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃及び増運賃の收受）</p> <p>第92条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とを併せて收受する。</p> <p>(1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき</p> <p>(2) 第67条に規定する無効な乗車券で乗車したとき</p> <p>(3) 自動改札機または係員による乗車券の改札を受けず入場し、または集札を受けないで出場した場合</p> <p>(4) 別に定める場合を除いて、乗車券に改札を受けないで乗車したとき</p> <p>2 団体旅客が乗車券面に表示された人員を超過して乗車または小児の人員として大人を乗車させたときは、第67条の規定にかかわらず、その超過人員または大人だけを、その団体申込書から第1項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を收受する。</p> <p>3 第1項の場合の普通回数乗車券で乗車したときは、使用済みの各普通回数乗車券については、各乗車券の券面に表示された区間と、区間外を通じた区間であれば乗車したものとして計算した第1項の規定による旅客運賃及び増運賃を、当該旅客から收受する。この場合、使用済みの券片に対して1券片ごとに、1回ずつ乗車したものとして計算する。</p>
<p>（定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃の收受）</p> <p>第93条 第68条の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第2項において準用する場合を含む）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とを併せて收受する。</p> <p>(1) 第68条第1項第1号から第4号及び第9号のいずれかに該当する場</p>	<p>（定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃の收受）</p> <p>第93条 第68条の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第2項において準用する場合を含む）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とを併せて收受する。</p> <p>(1) 第68条第1項第1号から第4号及び第9号のいずれかに該当する場</p>

合はその定期乗車券の効力が発生した日（第9号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第5号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第6号に該当する場合はその発売の日から、同項第7号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日から、それぞれの無効の事実を発見した日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第9号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とあわせた区間）を毎日1往復ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

(2) 第68条第1項第10号に該当する場合であって、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券及び回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、その回数乗車券の使用された券片に対して1券片ごとに1回ずつ1往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃

(3) 第68条第1項第10号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したとき、及び同項第8号、第11号、第12号のいずれかに該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃

（乗車券紛失の場合の取扱方）

第95条 旅客が乗車券を紛失したときは、旅行開始前であっては、再度乗車券を購入し、旅行開始後であっては、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間について普通旅客運賃を収受する。ただし、係員がその事実を認定することができるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、旅行開始後の旅客の乗車駅が判明しない場合は、最遠の駅から乗車したものとみなし、その区間の普通旅客運賃を収受する。

3 前項の場合、旅客は再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客はこの限りでない。

合はその定期乗車券の効力が発生した日（第9号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第5号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第6号に該当する場合はその発売の日から、同項第7号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日から、それぞれの無効の事実を発見した日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第9号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とあわせた区間）を毎日1往復ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

(2) 第68条第1項第10号に該当する場合であって、**普通回数乗車券**を使用したときは、定期乗車券及び**普通回数乗車券**の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、その**普通回数乗車券**の使用された券片に対して1券片ごとに1回ずつ1往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃

(3) 第68条第1項第10号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したとき、及び同項第8号、第11号、第12号のいずれかに該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃

（乗車券紛失の場合の取扱方）

第95条 旅客が乗車券を紛失したときは、旅行開始前であっては、再度乗車券を購入し、旅行開始後であっては、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間について普通旅客運賃を収受する。ただし、係員がその事実を認定することができるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、旅行開始後の旅客の乗車駅が判明しない場合は、最遠の駅から乗車したものとみなし、その区間の普通旅客運賃を収受する。

3 前項の場合、旅客は再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券または**普通回数乗車券**を使用する旅客はこの限りでない。

い。

(回数乗車券の再発行)

第98条 回数乗車券を所持する旅客は汚損その他の事由により、その券面表示事項が不明となったとき又は裏面磁気情報にき損を生じたときは、当該乗車券のカード再発行または交換回数券の発行を請求することができる。この場合、旅客は当該乗車券を添えて提出しなければならない。

2 前項の場合、回数旅客運賃及び手数料を収受しない。

ただし、旅客の過失による場合は別表 10 で定める手数料を収受する。

(使用開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃の払いもどし)

第101条 前条第 1 項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券及び使用開始前の回数乗車券について準用する。

この場合、旅客は別表 10 で定める手数料を支払うものとする。

(旅行開始後の回数旅客運賃または団体旅客運賃の払いもどし)

第104条 前条の規定は、旅客が回数乗車券または団体乗車券を使用して、旅行を開始した後、任意に旅行を中止した場合に準用する。

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第106条 旅客は、回数乗車券の使用を開始した後、その回数乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、既に支払った回数旅客運賃から使用枚数 (回数乗車券カードにあっては使用回数) に相当する普通旅客運賃を差引いた残額の払いもどしを請求することができる。

この場合、旅客は別表 10 で定める手数料を支払うものとする。

(旅行中止による旅客運賃の払いもどし)

ない。

(普通回数乗車券の再発行)

第98条 普通回数乗車券を所持する旅客は汚損その他の事由により、その券面表示事項が不明となったとき又は裏面磁気情報にき損を生じたときは、交換回数券の発行を請求することができる。この場合、旅客は当該乗車券を添えて提出しなければならない。

2 前項の場合、普通回数旅客運賃及び手数料を収受しない。

ただし、旅客の過失による場合は別表 10 で定める手数料を収受する。

(使用開始前の定期旅客運賃及び普通回数旅客運賃の払いもどし)

第101条 前条第 1 項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券及び使用開始前の普通回数乗車券について準用する。

この場合、旅客は別表 10 で定める手数料を支払うものとする。

(旅行開始後の普通回数旅客運賃または団体旅客運賃の払いもどし)

第104条 前条の規定は、旅客が普通回数乗車券または団体乗車券を使用して、旅行を開始した後、任意に旅行を中止した場合に準用する。

(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第106条 旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、既に支払った普通回数旅客運賃から使用枚数に相当する普通旅客運賃を差引いた残額の払いもどしを請求することができる。

この場合、旅客は別表 10 で定める手数料を支払うものとする。

(旅行中止による旅客運賃の払いもどし)

第107条 旅客は、旅行開始後、次の各号にいずれかに該当する場合であつて、かつその乗車券が有効期間内であるときは、既に支払った旅客運賃の払いもどしの請求をすることができる。

この場合、払いもどしを受ける旅客は別表 10 で定める手数料を支払わなければならない。

- (1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき
- (2) 司法権または行政権の発動によって旅行を中止したとき

2 定期乗車券、回数乗車券及び団体乗車券を使用する旅客は前項の請求をすることができない。

(列車の運行不能または遅延の場合の取扱方)

第110条 旅客（定期乗車券を使用する旅客を除く。）は、旅行開始後、次の各号に該当する場合は、第 111 条の規定による旅客運賃の払戻し、または第 112 条の規定による無賃送還の取扱いを請求することができる。

ただし、回数乗車券を使用する旅客は、払いもどしの取扱いを請求することができない。

- (1) 列車が運行不能となったとき
- (2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため着駅到着時時刻に 2 時間以上遅延したとき

2 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券及び回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内であるときに限って、既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

3 旅客は、列車の運行不能もしくは遅延が発生した場合または車両の故障等により列車に乗車することができない場合は、前 2 項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

第107条 旅客は、旅行開始後、次の各号にいずれかに該当する場合であつて、かつその乗車券が有効期間内であるときは、既に支払った旅客運賃の払いもどしの請求をすることができる。

この場合、払いもどしを受ける旅客は別表 10 で定める手数料を支払わなければならない。

- (1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき
- (2) 司法権または行政権の発動によって旅行を中止したとき

2 定期乗車券、**普通回数乗車券**及び団体乗車券を使用する旅客は前項の請求をすることができない。

(列車の運行不能または遅延の場合の取扱方)

第110条 旅客（定期乗車券を使用する旅客を除く。）は、旅行開始後、次の各号に該当する場合は、第 111 条の規定による旅客運賃の払戻し、または第 112 条の規定による無賃送還の取扱いを請求することができる。

ただし、**普通回数乗車券**を使用する旅客は、払いもどしの取扱いを請求することができない。

- (1) 列車が運行不能となったとき
- (2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため着駅到着時時刻に 2 時間以上遅延したとき

2 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券及び**普通回数乗車券**を除く。）が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内であるときに限って、既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

3 旅客は、列車の運行不能もしくは遅延が発生した場合または車両の故障等により列車に乗車することができない場合は、前 2 項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

(旅行中止による旅客運賃の払いもどし)

第111条 前条第1項の規定により旅客が旅行を中止した場合は、既に支払った旅客運賃を払いもどす。ただし、回数乗車券を使用する旅客については「交換回数券」を発行する。

2 原乗車券が割引乗車券であるときは、割引の旅客運賃によって払いもどす。

(回数乗車券に対する交換回数券の発行または旅客運賃の払いもどし)

第115条 回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を発売駅に差出して、原回数乗車券にかわる交換回数券の発行を請求し、または回数旅客運賃に残余の枚数 (回数乗車券カードにあつては残余の回数) を乗じ、これを総枚数 (回数乗車券カードにあつては券面に表示された回数) で除して端数計算した額の払いもどしを請求することができる。

(旅行中止による旅客運賃の払いもどし)

第111条 前条第1項の規定により旅客が旅行を中止した場合は、既に支払った旅客運賃を払いもどす。ただし、**普通回数乗車券**を使用する旅客については「交換回数券」を発行する。

2 原乗車券が割引乗車券であるときは、割引の旅客運賃によって払いもどす。

(普通回数乗車券に対する交換回数券の発行または旅客運賃の払いもどし)

第115条 **普通回数乗車券**を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を発売駅に差出して、原**普通回数乗車券**にかわる交換回数券の発行を請求し、または**普通回数旅客運賃**に残余の枚数を乗じ、これを総枚数で除して端数計算した額の払いもどしを請求することができる。

現 行	改 正
<p>（誤乗区間の無賃送還）</p> <p>第123条 旅客（定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客を除く。）が乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について無賃送還の取扱いをする。</p> <p>2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。</p>	<p>（誤乗区間の無賃送還）</p> <p>第123条 旅客（定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客を除く。）が乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について無賃送還の取扱いをする。</p> <p>2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。</p>

現 行	改 正
<p data-bbox="264 333 618 368">第4節 <u>回数乗車券</u>の発売</p> <p data-bbox="232 432 739 467">第4款 <u>特殊割引回数乗車券</u>の発売</p>	<p data-bbox="1240 333 1648 368">第4節 普通回数乗車券の発売</p> <p data-bbox="1214 432 1783 467">第4款 特殊割引普通回数乗車券の発売</p>

新旧对照表 旅客営業取扱基準規程（第2編 第3章 第4節）

現 行	改 正
第 4 節 <u>回数旅客運賃</u>	第 4 節 普通回数旅客運賃

現 行	改 正
<p>（回数券カードの書換え）</p> <p>第44条 <u>規則第59条第2項の規定により、回数乗車券カードの書換えを</u> <u>取扱う駅は、三宮駅、神戸空港駅、住吉駅、魚崎駅及びアイランドセンター</u> <u>駅とする。</u></p> <p>（定期乗車券及び回数乗車券カード無効の特例）</p> <p>第49条 規則第66条の規定により定期乗車券<u>または回数券カード</u>を無効として回収することが特に事情気の毒と認められる場合は、既に乗車した区間に対する普通旅客運賃を収受のうえ、当該定期乗車券<u>または回数乗車券カード</u>を無効として回収しないことができる。</p>	<p>（回数券カードの書換え）</p> <p>第44条 削 除</p> <p>（定期乗車券無効の特例）</p> <p>第49条 規則第66条の規定により定期乗車券を無効として回収することが特に事情気の毒と認められる場合は、既に乗車した区間に対する普通旅客運賃を収受のうえ、当該定期乗車券を無効として回収しないことができる。</p>

現 行	改 正
<p>（乗車券の番号）</p> <p>第54条 乗車券には、次の各号により循環番号をつけるものとする。</p> <p>(1) 普通乗車券、<u>回数乗車券</u>及び団体乗車券（ただし、団体数取券）、特殊割引乗車券 0号から9999号まで</p> <p>(2) 定期乗車券 0号から9999号まで</p> <p>(3) 団体乗車券、特殊割引（回数）乗車券 1号から20000号まで</p> <p>（回数乗車券の発行方）</p> <p>第60条 <u>回数乗車券は自動券売機、または集中発行機によって発行する。また、回数乗車券カードをカード対応型券売機に投入し引換えた回数乗車券においては、当該回数乗車券の券面に力及び引換原券の回数の種別「33」・「22」・「12」・「11」・「06」と表示して発行する。</u></p>	<p>（乗車券の番号）</p> <p>第54条 乗車券には、次の各号により循環番号をつけるものとする。</p> <p>(1) 普通乗車券、普通回数乗車券及び団体乗車券（ただし、団体数取券）、特殊割引乗車券 0号から9999号まで</p> <p>(2) 定期乗車券 0号から9999号まで</p> <p>(3) 団体乗車券、特殊割引（回数）乗車券 1号から20000号まで</p> <p>（普通回数乗車券の発行方）</p> <p>第60条 普通回数乗車券は自動券売機、または集中発行機によって発行する。</p>

現 行	改 正
<p>（普通乗車券及び回数乗車券の改札の処理方）</p> <p>第71条 規則第83条第1項及び同第85条の規定により普通乗車券及び<u>回数乗車券（回数乗車券カードを除く。）</u>を係員が改札する場合は確認にとどめるものとする。</p> <p>2 第65条第2項の規定により特別改札をした場合は、券面の中央部に赤色により「チェック」をいれる。</p> <p>（回数乗車券カードの入缺）</p> <p>第72条 <u>規則第85条第2項第1号に規定する回数乗車券カードの入缺は、次の各号に定めるとおり行う。</u></p> <p>(1) <u>普通回数乗車券カードの入缺</u></p> <p>(イ) <u>11回券については、残回数が10回になったとき及び5回以降毎回</u></p> <p>(ロ) <u>22回券については、残回数が21回になったとき、20回になったとき及び5回以降毎回</u></p> <p>(ハ) <u>33回券については、残回数が30回になったとき、20回になったとき及び5回以降毎回</u></p> <p>(2) <u>時差回数乗車券カードの入缺</u></p> <p>(イ) <u>6回券については、残回数が5回以降毎回</u></p> <p>(ロ) <u>12回券については、残回数が10回になったとき及び5回以降毎回</u></p>	<p>（普通乗車券及び普通回数乗車券の改札の処理方）</p> <p>第71条 規則第83条第1項及び同第85条の規定により普通乗車券及び<u>普通回数乗車券</u>を係員が改札する場合は確認にとどめるものとする。</p> <p>2 第65条第2項の規定により特別改札をした場合は、券面の中央部に赤色により「チェック」をいれる。</p> <p>（回数乗車券カードの入缺）</p> <p>第72条 削除</p>

(回数乗車券カードの裏面印字)

第73条 規則第85条第2項第1号に規定する回数乗車券カードの裏面印字は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 回数券カードを改札機に投入し入場する場合は、裏面に日付・時刻・乗車駅・残回数を印字する。
- (2) 回数券カードを改札機に投入し出場する場合は、入場時に印字した乗車駅と残回数の上に降車駅を印字する。
- (3) 自動券売機で回数乗車券に引換えた場合は、日付・時刻・引換え駅及び「券換」・残回数を印字する。

(回数乗車券カードの裏面印字)

第73条 削除

現 行	改 正
<p>（手数料の計算方）</p> <p>第79条 払いもどしその他の取扱いをする際に収受する手数料の額は、原乗車券を単位として計算する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 定期乗車券の場合 継続発売の定期乗車券を、旧定期乗車券の有効期間中に取扱う場合は1枚の手数料とする。</p> <p>(2) <u>回数乗車券</u>の場合 全枚数（<u>回数乗車券カードにあっては全回数</u>）について取扱う場合と一部枚数（<u>回数乗車券カードにあっては一部回数</u>）について取扱う場合とにかかわらず1枚の手数料とする。</p> <p>(3) 団体乗車券の場合 団体乗車券は人員にかかわらず1枚の手数料とする。</p> <p>（定期乗車券不正使用の場合の旅客運賃及び増運賃の計算方）</p> <p>第86条 定期乗車券を無効として回収した場合の旅客運賃及び増運賃の計算方並びに取扱方は、規則第93条の規定によるほか、規則第68条第1項第10号に規定する場合で、<u>回数乗車券</u>を使用したときは、未使用の<u>回数乗車券</u>は無効として回収する。また、片道の普通乗車券を使用したときで往復乗車に使用したことが明らかなきときは、往復の区間について計算する。</p> <p>（紛失乗車券発見の場合の取扱方）</p> <p>第93条 乗車券（定期乗車券及び<u>回数乗車券</u>を除く。）を紛失し、再度購</p>	<p>（手数料の計算方）</p> <p>第79条 払いもどしその他の取扱いをする際に収受する手数料の額は、原乗車券を単位として計算する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 定期乗車券の場合 継続発売の定期乗車券を、旧定期乗車券の有効期間中に取扱う場合は1枚の手数料とする。</p> <p>(2) 普通回数乗車券の場合 全枚数について取扱う場合と一部枚数について取扱う場合とにかかわらず1枚の手数料とする。</p> <p>(3) 団体乗車券の場合 団体乗車券は人員にかかわらず1枚の手数料とする。</p> <p>（定期乗車券不正使用の場合の旅客運賃及び増運賃の計算方）</p> <p>第86条 定期乗車券を無効として回収した場合の旅客運賃及び増運賃の計算方並びに取扱方は、規則第93条の規定によるほか、規則第68条第1項第10号に規定する場合で、普通回数乗車券を使用したときは、未使用の普通回数乗車券は無効として回収する。また、片道の普通乗車券を使用したときで往復乗車に使用したことが明らかなきときは、往復の区間について計算する。</p> <p>（紛失乗車券発見の場合の取扱方）</p> <p>第93条 乗車券（定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。）を紛失し、再度</p>

入した旅客が旅行終了前に紛失した乗車券を発見した旨を申し出たときは、発見した当該乗車券の提示を求め、規則で定める手数料を収受して新たに購入した乗車券（定期乗車券及び回数乗車券を除く。）の旅客運賃の払いもどしをする。

（回数乗車券使用不能の場合の取扱方）

第97条 回数乗車券（ただし、回数乗車券カードを除く。）を所持する旅客を規則第98条の規定により取扱う場合は「交換回数券」を発行し、交換回数券発行報告書により処理する。

（使用開始前の回数旅客運賃の払いもどしの取扱方）

第101条 規則第101条の規定により使用開始前の回数乗車券を払いもどす場合は、同区間の回数乗車券でかつ有効期間内であるときに限り取扱う。

2 回数乗車券カードを払いもどす場合は有効期間内であるときに限り取扱う。

（使用開始後の回数旅客運賃払いもどしの取扱方）

第108条 削除

（旅客死亡の場合の取扱方）

第10条 旅客が死亡した場合において、その取引人から旅客運賃の払いもどしの請求があったときは、医師の診断書またはこれに類する証明書を収受し、規則第107条の規定に準じて取扱う。

2 前項の場合、当該旅客が定期乗車券または回数乗車券を使用するものであるときは、次の各号に定めるところにより計算した額を払いもどす。

- (1) 定期乗車券にあつては第19条第2項の規定を準用して計算した額
- (2) 回数乗車券にあつては、既に収受した回数旅客運賃から使用済券枚数

購入した旅客が旅行終了前に紛失した乗車券を発見した旨を申し出たときは、発見した当該乗車券の提示を求め、規則で定める手数料を収受して新たに購入した乗車券（定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。）の旅客運賃の払いもどしをする。

（普通回数乗車券使用不能の場合の取扱方）

第97条 普通回数乗車券を所持する旅客を規則第98条の規定により取扱う場合は「交換回数券」を発行し、交換回数券発行報告書により処理する。

（使用開始前の普通回数旅客運賃の払いもどしの取扱方）

第101条 規則第101条の規定により使用開始前の普通回数乗車券を払いもどす場合は、同区間の普通回数乗車券でかつ有効期間内であるときに限り取扱う。

（使用開始後の普通回数旅客運賃払いもどしの取扱方）

第108条 削除

（旅客死亡の場合の取扱方）

第10条 旅客が死亡した場合において、その取引人から旅客運賃の払いもどしの請求があったときは、医師の診断書またはこれに類する証明書を収受し、規則第107条の規定に準じて取扱う。

2 前項の場合、当該旅客が定期乗車券または普通回数乗車券を使用するものであるときは、次の各号に定めるところにより計算した額を払いもどす。

- (1) 定期乗車券にあつては第19条第2項の規定を準用して計算した額
- (2) 普通回数乗車券にあつては、既に収受した普通回数旅客運賃から使用

(回数乗車券カードにあつては使用済回数)に対する普通旅客運賃及び規則で定める手数料を差引いた残額

(回数乗車券カード使用旅客の旅客運賃の払いもどしの場合の処理方)

第14条 規則第111条の規定により、回数乗車券カードを使用する旅客に対して、交換回数券を発行する場合は、カード処理機もしくは自動改札機によって交換回数券発行済みの証明の処理（以下、「特殊処理」という。）を行う。

済券枚数に対する普通旅客運賃及び規則で定める手数料を差引いた残額

(回数乗車券カード使用旅客の旅客運賃の払いもどしの場合の処理方)

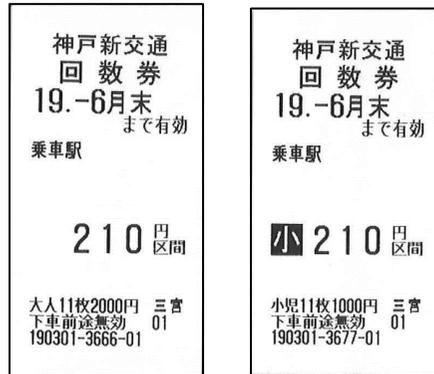
第14条 削除

現 行	改 正
<p>（回数乗車券による区間変更の特例）</p> <p>第121条 規則第 121 条の規定は<u>回数乗車券</u>について、これを準用する。この場合、原<u>回数乗車券</u>の区間は、普通乗車券による相当区間とみなして取扱いをする。ただし、不足額は収受し、差額は払いもどししない。</p> <p>（定期乗車券または回数乗車券使用旅客の誤乗に対する無賃送還の特例）</p> <p>第125条 定期乗車券または<u>回数乗車券</u>を使用する旅客が、その券面に表示された区間外に誤って乗車した場合であって、これが満員その他事情気の毒と認められる事由によるものであるときは、規則第 112 条の規定にかかわらず、同条の規定に準じてその誤乗区間につき無賃送還の取扱いをすることができる。</p>	<p>（普通回数乗車券による区間変更の特例）</p> <p>第121条 規則第 121 条の規定は普通回数乗車券について、これを準用する。この場合、原普通回数乗車券の区間は、普通乗車券による相当区間とみなして取扱いをする。ただし、不足額は収受し、差額は払いもどししない。</p> <p>（定期乗車券または普通回数乗車券使用旅客の誤乗に対する無賃送還の特例）</p> <p>第125条 定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客が、その券面に表示された区間外に誤って乗車した場合であって、これが満員その他事情気の毒と認められる事由によるものであるときは、規則第 112 条の規定にかかわらず、同条の規定に準じてその誤乗区間につき無賃送還の取扱いをすることができる。</p>

現 行

改 正

第 74 条 (回数乗車券の様式)



第 74 条 (普通回数乗車券の様式)



—回数乗車券カード—

●回数券カードのご利用について

- 券面の区間を、有効期限内に限り表示された回数分ご乗車いただけます。
- 乗越しの場合は、別途、乗越し運賃をお支払いください。
- 2人以上でご乗車の際は、発売機で乗車券にお引換ください。
- 払戻しは有効期限内に限り所定の計算により行います。(手数料が必要です。)
- 乗車回数券は、平日の10時～16時と土休日の終日にご利用いただけます。

●一日乗車券のご利用について

- 券面の区間を、有効期限内(個人日)に限りお一人様が何回でもご乗車いただけます。
- 払戻しは、有効期限内でかつ未使用の場合に限り行います。(手数料が必要です。)

★裏面もご確認ください。

ポトライナー・六甲ライナー 両線共通

普通回数券

210円区間 11回券

26年10月31日まで有効

26.-7.23 ; 三宮 01 0071 2000円



●回数券カードのご利用について

- 券面の区間を、有効期限内に限り表示された回数分ご乗車いただけます。
- 乗越しの場合は、別途、乗越し運賃をお支払いください。
- 2人以上でご乗車の際は、発売機で乗車券にお引換ください。
- 払戻しは有効期限内に限り所定の計算により行います。(手数料が必要です。)
- 乗車回数券は、平日の10時～16時と土休日の終日にご利用いただけます。

●一日乗車券のご利用について

- 券面の区間を、有効期限内(個人日)に限りお一人様が何回でもご乗車いただけます。
- 払戻しは、有効期限内でかつ未使用の場合に限り行います。(手数料が必要です。)

★裏面もご確認ください。

ポトライナー・六甲ライナー 両線共通

時差回数券

250円区間 06回券

26年10月31日まで有効

26.-7.23 ; 三宮 01 0070 1150円



現 行

—特殊割引（回数）乗車券—

乙 (報告) 特殊割引（回数）乗車券〔発売報告〕

取扱い（一枚券・交換券） 乗車種別（ゆき・かえり）

乗車月日	運転番号	乗 車 区 間	乗 車 人 員		
		—	大 人	小 児	合 計
		—			
		—	人	人	人

(団体名)	運 賃 (発 売) 内 訳	
	回数券	大人 円× 組(11枚) 小児 円× 組(11枚) 小 計 A
住 所	TEL. - -	
氏 名	特 別 割 引 券	大人 円× 枚 小児 円× 枚 小 計 B
記事欄	額収額 (A+B)	円
幼児無賃乗人員	人	発行日 平成 年 月 日

神戸新交通株式会社 発行駅 三宮・神戸空港・住吉・魚崎・アイランドセンター駅 取扱者印

記載された個人情報、今回の乗車券の発売に際して使用するほか、確認事項など、当社からお客さまへご連絡する必要がある場合に使用いたします。

改 正

—特殊割引（回数）乗車券—

乙 (報告) 特殊割引（回数）乗車券〔発売報告〕

取扱い（一枚券・交換券） 乗車種別（ゆき・かえり）

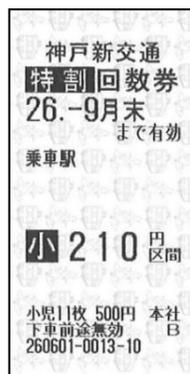
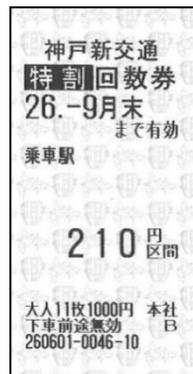
乗車月日	運転番号	乗 車 区 間	乗 車 人 員		
		—	大 人	小 児	合 計
		—			
		—	人	人	人

(団体名)	運 賃 (発 売) 内 訳	
	回数券	大人 円× 組(11枚) 小児 円× 組(11枚) 小 計 A
住 所	TEL. - -	
氏 名	特 別 割 引 券	大人 円× 枚 小児 円× 枚 小 計 B
記事欄	額収額 (A+B)	円
幼児無賃乗人員	人	発行日 年 月 日

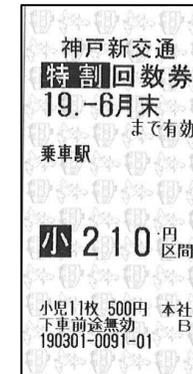
神戸新交通株式会社 発行駅 三宮・神戸空港・住吉・魚崎・アイランドセンター駅 取扱者印

記載された個人情報、今回の乗車券の発売に際して使用するほか、確認事項など、当社からお客さまへご連絡する必要がある場合に使用いたします。

第 79 条 (特殊割引回数乗車券の様式)



第 79 条 (特殊割引普通回数乗車券の様式)



新旧対照表 規則別表 10

現 行			改 正		
第 96 条、第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条、第 102 条、第 105 条、第 106 条、第 107 条、第 109 条、第 122 条（旅客運賃の払戻し手数料及び乗車券の再発行手数料）			第 96 条、第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条、第 102 条、第 105 条、第 106 条、第 107 条、第 109 条、第 122 条（旅客運賃の払戻し手数料及び乗車券の再発行手数料）		
旅客運賃の 払戻し 手数料	普通乗車券	1 枚につき 210 円	旅客運賃の 払戻し 手数料	普通乗車券	1 枚につき 210 円
	定期乗車券	1 枚につき 220 円		定期乗車券	1 枚につき 220 円
	<u>回数乗車券</u>	1 組につき 210 円 <u>（ただし回数乗車券カードにあつては 1 枚につき 210 円）</u>		普通回数乗車券	1 組につき 210 円
	団体乗車券	1 枚につき 210 円		団体乗車券	1 枚につき 210 円
乗車券 再発行 手数料	定期乗車券	1 枚につき 220 円	乗車券 再発行手数料	定期乗車券	1 枚につき 220 円
	<u>回数乗車券</u>	<u>回数乗車券カード 1 枚につき 210 円</u>		団体乗車券	1 枚につき 210 円
	団体乗車券	1 枚につき 210 円			